

平成19年第3回定例会 壱岐市議会 会議録 (第1日)

議事日程 (第1号)

平成19年9月7日 午前10時00分開会、開議

日程第1	会議録署名議員の指名		10番 豊坂 敏文 11番 坂口健好志
日程第2	会期の決定		15日間 決定
日程第3	諸般の報告		議長 報告
日程第4	行政報告		市長 報告
日程第5	報告第7号	平成18事業年度長崎県市町村土地開発公社決算の報告について	総務部長兼郷ノ浦支所長 説明
日程第6	報告第8号	平成18年度財団法人壱岐市開発公社事業会計収支決算の報告について	産業経済部長 説明
日程第7	議案第64号	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について	総務部長兼郷ノ浦支所長 説明
日程第8	議案第65号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務部長兼郷ノ浦支所長 説明
日程第9	議案第66号	政治倫理の確立のための壱岐市長の資産の公開に関する条例の一部改正について	総務部長兼郷ノ浦支所長 説明
日程第10	議案第67号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務部長兼郷ノ浦支所長 説明
日程第11	議案第68号	壱岐精神障害者地域生活支援センター設置条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第12	議案第69号	壱岐市自然環境保全条例の制定について	保健環境部長 説明
日程第13	議案第70号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第14	議案第71号	壱岐市家畜導入事業資金供給事業基金条例の廃止について	産業経済部長 説明
日程第15	議案第72号	訴えの提起について (市営住宅の家賃納入及び住宅明渡しの請求)	建設部長 説明
日程第16	議案第73号	平成19年度壱岐市一般会計補正予算 (第2号)	財政課長 説明
日程第17	議案第74号	平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)	保健環境部長 説明

日程第18	議案第75号	平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設部長	説明
日程第19	議案第76号	平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設部長	説明
日程第20	議案第77号	平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	市民部長	説明
日程第21	議案第78号	平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	総務部長兼郷ノ浦支所長	説明
日程第22	議案第79号	平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	産業経済部長	説明
日程第23	議案第80号	平成19年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	建設部長	説明
日程第24	議案第81号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業経済部長	説明
日程第25	議案第82号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業経済部長	説明
日程第26	認定第1号	平成18年度壱岐市水道事業会計決算認定について	建設部長	説明
日程第27	認定第2号	平成18年度壱岐市病院事業会計決算認定について	病院管理部長	説明
日程第28	請願第1号	悪質商法を助長するクレジットの被害防止に関する請願	紹介議員	説明
日程第29	要請第1号	「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択のお願い	写し配布	説省略明

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(24名)

1番 音嶋 正吾君	2番 町田 光浩君
3番 小金丸益明君	4番 深見 義輝君
5番 坂本 拓史君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	10番 豊坂 敏文君
11番 坂口健好志君	12番 中村出征雄君
13番 鵜瀬 和博君	14番 中田 恭一君
15番 馬場 忠裕君	16番 久間 進君
17番 大久保洪昭君	18番 久間 初子君

19番 倉元 強弘君
21番 市山 繁君
23番 牧永 護君
25番 小園 寛昭君
20番 瀬戸口和幸君
22番 近藤 団一君
24番 赤木 英機君
26番 深見 忠生君

欠席議員（2名）

8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君
事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 瀬口 卓也君
事務局書記 松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田 徹君	副市長	澤木 満義君
収入役	布川 昌敏君	教育長	須藤 正人君
総務部長兼郷ノ浦支所長			久田 賢一君
市民部長	山本 善勝君	保健環境部長	小山田省三君
産業経済部長	西村 善明君	建設部長	中原 康壽君
勝本支所長	米本 実君	芦辺支所長	山口浩太郎君
石田支所長	瀬戸口幸孝君	消防本部消防長	山川 明君
教育次長	久田 昭生君	病院管理部長	山内 義夫君
総務課長	堤 賢治君	財政課長	牧山 清明君
代表監査委員	永田 栄君		

午前10時00分開会

○議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

市山和幸議員、田原輝男議員から、欠席の届け出があっております。

ただいまの出席議員は、24名であり、定足数に達しております。ただいまから、平成19年第3回老岐市議会定例会を開会します。

これから、議事日程第1号により、本日の会議を開きます。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（深見 忠生君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、10 番、豊坂敏文議員、及び 11 番、坂口健好志議員を指名いたします。

日程第 2. 会期の決定

○議長（深見 忠生君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る 8 月 30 日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し、協議結果の報告を求めます。牧永議会運営委員長。

〔議会運営委員長（牧永 護君） 登壇〕

○議会運営委員長（牧永 護君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成 19 年第 3 回壱岐市議会定例会の議事運営について、協議のため、8 月 30 日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

会期日程案につきましては、各委員のお手元に配付しておりますが、本日から 9 月 21 日までの 15 日間と申し合わせをいたしました。

本定例会に提案されます議案等は、報告 2 件、条例制定 1 件、条例改正 6 件、条例の廃止 1 件、19 年度補正予算 8 件、その他 3 件、決算認定 2 件となっております。また、請願等が 2 件提出されておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、会期の決定、議長の報告、市長の行政報告の後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

9 月 8 日から 11 日まで休会といたしておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は、9 月 10 日正午までに提出をお願いします。

9 月 12 日は、議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合は、できる限り、事前に通告をされるようお願いいたします。なお、上程議案のうち、平成 19 年度壱岐市一般会計補正予算につきましては、特別委員会を設置して審査するということを確認いたしましたので、よろしくお願いいたします。

9 月 13 日と 14 日の 2 日間で一般質問を行います。一般質問については、質問の順序は、従来どおりの受け付け順のくじにより、番号の若い順とし、質問時間については、答弁を含め 50 分の制限といたします。また、質問回数については、制限をしないこととします。なお、質問時間、質問の回数の取り扱いにつきましては、試行的に行うことを確認いたしましたので、御了承をお願いします。また、同一主旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いしたいと

思います。また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも、質問の趣旨を明確に記載されるようあえてお願いいたします。

9月18日と19日を委員会開催日としております。

9月21日、本会議を開催、各委員長の報告の受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。なお、本定例会会期中に、人事案件、工事請負締結議案等3件が追加議案として提出される予定ですが、委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、第3回定例会の会期日程案でございます。本定例会の円滑な運営に議員各位の御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（牧永 護君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月21日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月21日までの15日間と決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（深見 忠生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成19年第3回壱岐市議会定例会に提出され、受理した議案等は23件、請願1件、要請1件であります。

次に、監査委員より例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。まず、7月5日、東京都において、全国民間空港所在都市議会議長会第71回総会が開催され、国土交通省運輸局より、予算概要説明がなされ、その後、事務報告及び平成19年度事業計画予算を承認、可決、役員改選においては、会長に大阪府伊丹市の石橋議長が再選されました。

次に、7月31日、諫早市において、長崎県市議会議長会臨時総会が開催され、平成19年度の事務報告及び九州市議会議長会への提出議題が提案され、いずれも承認、決定され、国に対しても積極的に実行運動を行うことが確認されました。なお、都市と地方の格差是正を求めために、道路特定財源の確保について、県下各市議会における意見書の採択を受けて、長崎県市議会議長会として、国に対し要望活動を行うことが確認されたところであります。

次に、8月27日、対馬市において、長崎県離島振興市議会市町村議会議長会臨時総会が開催され、平成18年度決算承認、その後、財団法人ながさき地域政策研究所常務理事で調査研究部長の菊

森淳文氏による「離島におけるまちづくり」に関する講演がなされたところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管をいたしておりますので、必要な方は、御高覧をお願いいたします。

次に、本定例会において、議案等の説明のため、長田市長をはじめ、教育委員会委員長、代表監査委員に説明委員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（深見 忠生君） 日程第4、行政報告を行います。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 皆さん、おはようございます。

議会開会に当たりまして、皆様御承知と思いますが、6月26日付で、監査委員の永田栄氏が代表監査委員に選任されておられますので、御報告を申し上げます。

本日、ここに平成19年第3回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今年の夏は、ラニーニャ現象の影響からか、暑さがことのほか厳しく、超猛暑日が続き、特に高齢者の皆様の健康管理が心配されましたが、9月になり、気温も幾分平年並みになったようでございます。しかし、まだまだ残暑は続くと思われまますので、御自愛いただきますようお願いを申し上げます。

さて、7月14日にかけて接近した台風4号、8月2日に接近した台風5号と、これまで2つの台風が本市に接近いたしました。幸いにも大きな被害等はなく、胸をなでおろしたところでございます。しかし、これからさらに台風が発生、接近する時期となりますので、日ごろからそれぞれの家庭や職場におきまして、防災対策の点検を行っていただきますようお願いを申し上げます。

なお、6月に、「わが家の防災マニュアル」を作成をし、市民皆様へ配付いたしておりますので、御確認いただきますようお願いを申し上げます。

また、7月29日執行の参議院議員通常選挙におきましては、壱岐市内の投票率は、前回の参議院選挙より1.67%低い67.83%でございました。しかし、期日前投票につきましては、4月の長崎県議会議員一般選挙から、市内どこの庁舎でも投票できるようになったこともあり、投票者総数の24.5%、前回は16.8%でございましたが、期日前に投票されている状況でございます。

また、開票につきましては、市選挙管理委員会により、今回も開票シミュレーションを実施し、

迅速かつ正確な事務の確保に努めた結果、選挙区で開票時間55分、比例区では3時間30分で、選挙区では、県下市町でトップ、または、比例区は、県下市ではトップでございましたが、県下市町では第5位という結果になっております。今後も、市選挙管理委員会と協力しながら、さらなる時間短縮に取り組み、住民サービス向上により一層努めてまいり所存でございます。

それでは、前定例会以降、今日までの市政の重要事項につきまして、御報告を申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

防犯対策について。 彦根市では、平成18年3月に、彦根市安全・安心まちづくり推進条例を制定し、市民皆様が安心して暮らせるまちづくりを推進しておりますが、このたび、彦根警察署の御指導をいただき、子供たちの登下校時の安全確保など、犯罪の抑止効果が期待できる青色回転灯を装着した公用車4台によります防犯パトロールの許可を、長崎県警察本部より受けました。9月3日には、小・中学校の二学期始業の日にあわせ、青色回転灯装備車防犯パトロール出発式を行い、早速パトロールを行った次第でございます。

今後も定期的にパトロールを実施し、関係機関と連携を図りながら、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進してまいり所存でございます。

兵庫県朝来市との姉妹都市関係について。 兵庫県朝来市との友好姉妹都市提携につきましては、4月の議会においてお諮りしましたところ、全会一致で締結に向けて推進するよう承認をいただいたところでございます。早速、先方との折衝を重ねる中で、まず担当部署による事務レベルの会談により、双方の思いを確認するため、総務部長以下3名の職員が朝来市を訪問いたしました。

今までの交流経過等を確認しながら、将来目標として友好姉妹都市提携関係を結ぶ方向で、まずはしばらくの交際を続けたらということでもございましたので、今後、市民皆様が物産交流や文化芸術交流、教育交流事業などを通して、友好関係をさらに深めるとともに、姉妹都市提携の必要性や効果などを模索しながら、機が熟した頃に再度検討したいということで合意いたしました。

今年11月には、箱崎小学校の児童が、朝来市を訪問する計画がなされております。今後もさまざまな分野で、より良い交流が行われますことを期待いたしております。

出前講座の実施について。 市民の皆様が市政に参画する「市民協働のまちづくり」を推進する事業の一環といたしまして、行政の取り組みや各事業などについて、市職員が直接出向いてわかりやすく説明する「彦根市協働のまちづくり出前講座」を今年7月から実施いたしております。講座のメニューとしましては、まちづくり、市民生活、福祉、健康、環境、産業、教育・文化、防災の分野で、合計44の講座を設けております。

既に7団体から12講座の申し込みをいただき、5団体を実施したところでございますが、大変好評でございましたので、さらに幅広い団体に呼びかけ、数多く御利用いただくことによって、

市民協働のまちづくりをより一層推進してまいり所存でございます。

定住対策促進事業の実施について。 団塊の世代を中心としたU・Iターン者による壱岐市への定住促進を目的として、その調査のために来島される満65歳未満の方に対し、上限90日間の滞在期間中、田舎暮らし体験宿泊施設として、長崎県の職員宿舍公社を借り上げて改修工事等を行い、7月1日から事業を開始いたしております。

7月中の問い合わせだけで23件ありまして、既に5件の申し込みがあり、現在3件の御利用をいただいているところでございます。今後も本事業を一人でも多くの方に御利用いただき、壱岐への定住促進につながるよう、より一層務めてまいり所存でございます。

原の辻遺跡関連整備事業について。 原の辻遺跡の復元整備事業につきましては、現在8棟の復元建物が完成し、徐々に弥生の集落としての景観ができつつあります。引き続き周辺の植栽や建物内部の展示などの整備を行ってまいります。市民の皆様はもちろん、島外からのお客様にも遺跡に親しんでいただくために、8月から9月下旬までの予定で、整備工事に支障のない範囲で現在ある復元建物を公開いたしております。公開に当たりましては、パンフレットの配付とあわせ、アンケートを実施しており、御意見を今後の整備に活かしてまいりたいと考えております。

(仮称) 県立埋蔵文化財センター及び(仮称) 市立一支国博物館の建設につきましては、現在、敷地の造成工事を進めており、11月末を工期として順調に進捗いたしております。

また、これらの施設整備を契機として、壱岐全体を活性化するため、15名の市民で構成する「一支国博物館(仮称)等整備推進協議会」において、具体策の協議が進んでおります。県・市の職員や博物館の指定管理予定者である乃村工藝社の担当者も交えて、活発な意見交換が行われており、9月下旬には、「提言書」として取りまとめていただくこととなっております。市といたしましては、提出された提言書を十分に尊重しながら、多くの市民皆様の御参加もいただき、博物館の開館とあわせて、しまごと壱岐を盛り上げるような取り組みを積極的に行う所存でございます。

パーキングパーミット制度について。 長崎県では、8月1日よりパーキングパーミット制度を実施しております。これは、身体の障害や高齢、難病、知的な障害で歩行が困難な方、あるいは、けが人や妊産婦の方で一時的に歩行困難な方に対して、県内市町の窓口等でパーキングパーミット、いわゆる身障者用駐車場利用証を交付する制度でございまして、現在、壱岐市におきましては、各支所に申請窓口を設けております。公共施設や病院、ショッピングセンターなどで、県と協定を結んだ協力施設の身障者用駐車場を使用する際には、この利用証が必要となります。

この制度により、身障者用駐車場が本当に必要な方のための駐車スペースとして確保されることはもちろんのこと、すべての人がまちに出かけて楽しめるよう、みんなが譲り合う思いやりのあるまちづくりの実現を目指すものでございます。壱岐市では、現在、18施設、対象駐車場数

が24区画ございますが、県とこれらは協定を結んでおりますが、今後とも協定施設の増加促進に、県と協力しながら取り組んでまいります。

子育て支援事業について。 長崎県では、子育て支援事業として「長崎子育て応援の店」事業や「長崎県ママのしあわせプレゼント」事業を始めております。飲食代などの割引や粗品のサービスを受ける「とくとくサービス」、授乳室やミルク用のお湯の提供等を受ける「すまいるサービス」、毎月第三日曜日に限って家族団らんの場と機会を応援する「家庭の日」とくとくサービスを行う子育て応援の店事業では、商工会の協力も得て、市内の73店舗の参加がありました。

また、「長崎県ママのしあわせプレゼント事業」は、母子手帳交付時に、すべての妊産婦の方へ一時保育や家事支援の利用券を交付するもので、各支所で交付いたしております。今後も子育ての一助となるべく事業の利用促進のため、市民皆様への周知を行う所存でございます。

環境保全について。 昨年からの懸案事項でありました島外業者による産業廃棄物の中間処理施設、最終処分場の設置計画でございますが、7月に事業計画者から「中間処理施設（固形燃料製造施設）安定型最終処分場について、事業計画を中止することを決定した」との文書が送付されてきたことは、議員皆様方御承知おきのとおりでございます。

今回、産廃の処理施設設置が中止に至った要因として、市民皆様の大切な自然環境、とりわけ水資源を守るという思いと、産廃持ち込み反対署名活動や水道水源保護条例の制定、並びに議員皆様の受け入れ反対の決議などが功を奏したものと思っております。

しかし、今後もまた、新たな事業者による産廃施設の設置計画がなされないとも限りませんので、壱岐市の自然環境を保護し、さまざまな事業活動に伴う環境への影響を未然に防止するための条例制定が必要であると考え、今回、壱岐市自然環境保全条例の制定に向けて議案として提出いたしております。

一般廃棄物施設整備について。 焼却場、リサイクルセンター、最終処分場及びし尿処理場建設に伴います、環境アセスメント、測量調査関係の予算につきましては、当初7,694万1,000円を計上しておりました。しかし、その後の国及び県との協議の中で、一般廃棄物の施設整備に伴う造成工事は、20年度に關係書類を提出するように求められておりますので、来年度予定しておりました造成関係の設計書、及び発注仕様書関係の作成を今年度を実施しないと、開発許可に準ずる關係図書の作成、及び国・県との事前審査に間に合わない状況となったため、来年度交付予定の交付金前倒し予算4,862万円を計上いたしております。

新たな焼却施設の規模は、現在の総排出量よりもさらに10%以上削減したところで規模を設定し、建設コスト削減を図っておりますので、今後市民の皆様のごみ分別による排出抑制に御協力をお願いしたいと考えております。

農林畜産関係について。 ことしの梅雨期は、降雨量が少なく、普通期水稻の作付に影響が心

配されましたが、作付不能田は最終的に3.6ヘクタールとなり、被害は最小限に抑えられ、作物全体としては、日照に恵まれ、総じて順調なものとなっているところでございます。

また、昨年、大凶作の葉たばこにつきましては、平年並みの10アール当たり240キログラムの収量が見込まれ、10月17日から26日まで開設される収納、買いつけに期待をしているところでございます。

平成19年産から適用される品目横断的経営安定対策につきましては、対応する特定農業団体などは、現在30組織が設立されております。市としましては、5年後の法人化に向けた取り組みとともに、ながさき水田農業ビジョン推進事業による米経営体質強化対策事業を活用し、米価の低下に対応できる経営を目指し、作物の組み合わせ検討や低コスト生産技術の導入に取り組む団体に対する支援を行ってまいります。

畜産につきましては、子牛販売が高値で推移しており、8月の子牛市におきましては、前回下落分を回復する平均価格53万2,000円という成績で、農家経営の浮揚につながるとともに、増頭8,000頭に向けて意欲の高まりを見せているところでございます。また、第9回全国和牛能力共進会が、10月11日から鳥取県で開催されますが、長崎県出品牛26頭のうち、壱岐から10頭が選考され、関係機関、団体で対象農家の指導に当たっているところでございます。壱岐牛の実力を十分に発揮し、壱岐牛の名声をさらに高め、加えて5年後の第10回となる記念すべき長崎大会の布石となるよう大いに期待をしているところでございます。

観光関係について。 ことしの夏は、猛暑続きで、島外からの海水浴客などの入り込みを期待していたところでございますが、昨年同期と比較しても、本土発壱岐着の船の降客数は3,725人の減となっております。壱岐の魅力が本土へ十分伝わっていないことを思い知らされる夏でもありました。

また、6月から8月にかけて、壱岐を舞台にした映画が2本製作され、壱岐の高校駅伝部がモデルになった、日活株式会社製作の映画「奈緒子」は、壱岐ロケが6月30日に始まり、7月20日に終了いたしました。総勢約70名のロケ隊が壱岐に来島いたしました。梅雨のためロケ日程が目まぐるしく変更になり、御協力いただいた市民の皆様にも大変御迷惑をおかけいたしました。ロケは、その後も長崎市内で8月上旬まで続けられ、公開は平成20年春の予定と聞いております。

また、短編映画「閃光」は、フランス在住の映画監督、河村勇樹氏のメガホンにより、市民オーディションで選ばれた市内の小学生をはじめ、地元エキストラ、ボランティアの協力により、ロケが完了いたしました。作品は、2008年のカンヌ映画祭をはじめ、国際短編映画に出品をされる予定であり、実現しますと壱岐が国際的にも知られる絶好の機会でもあります。両作品のヒットを心から願うものでございます。

また、スポーツ合宿のまちづくり事業で誘致いたしました、NEC女子バレーボールチーム「レッド・ロケッツ」の一行27名が、7月14日から20日までの間、石田スポーツセンター、大谷体育館で合宿練習を行いました。選手監督等による小・中学生や一般を対象としたバレーボール教室も開催され、プロの指導に汗を流しながら熱心な講習が行われました。

また、合宿中に開催された「NECレッド・ロケッツ杯小学生バレーボール大会」には、市外小学生21チームと壱岐市内小学生20チームが2日間に及び、猛暑を吹き飛ばして熱戦を展開いたしました。交流人口の増加、及び青少年の健全育成に大きく寄与したものと考えております。このほかにも大学生のスポーツクラブなどの合宿も例年以上の来島があり、スポーツ合宿の島としても徐々に浸透しつつあるようでございます。

企業誘致関係について。 6月1日にオープンをしました「レオパレス21・壱岐コールセンター」は、当初の事業計画どおり、順調な雇用確保と事業活動が行われております。現在は、当初の41名から離職者もなく、7月1日には10名の増員が行われ、51名のコールスタッフ、正社員5名と施設職員4名の総数60名で円滑な事業運営が行われております。

また、壱岐市へコールセンターを誘致するための具体的促進策を検討するため、今年3月に設立いたしました「壱岐市コールセンター誘致促進懇話会」も4回の検討会を開催していただき、7月19日に提言をいただきました。今後は、この提言をもとに、コールセンター誘致に向けてさらなる努力を図る所存でございます。

土木事業について。 急傾斜地崩壊対策事業におきまして、郷ノ浦町小崎地区の急傾斜地指定区域内の未整備区間で、がけ地の崩落があり、応急工事の必要があります。よって、所要の予算を計上しておりますが、応急工事後の復旧整備につきましては、他の19年度補助事業計画の3地区を入札した執行残により、本年度補助事業として着手できるよう申請をいたしております。

下水道事業関係について。 公共下水道事業につきましては、本年度予定いたしております郷ノ浦町亀川迎町地区、本町地区、及び下ル町地区の管渠布設工事について、9月中に着手する予定にいたしております。

漁業集落環境整備事業につきましては、昨年度着手しました芦辺漁港浄化センター（本体）建設工事は、ほぼ予定どおりの進捗であり、早期の供用開始に向けて努力いたしているところでございます。また、合併処理浄化槽設置整備事業につきましては、本年度設置予定基数130基に対し、8月末現在で90基の設置申請を受け付けており、引き続き本年度予定事業の推進に努めているところでございます。

中学校の統廃合関係について。 7月に、「壱岐市中学校統廃合に関する懇話会」を設置し、第1回懇話会を7月11日に開催いたしました。協議の内容につきましては、市内全中学校の生徒——これ2年と3年生でございますが、それに、保護者、教員を対象に実施したアンケート結

果や、一般市民から募ったパブリックコメントにおける賛成・反対意見の分析や、今後の課題、方向性などについてが主な内容で、具体的には、「統廃合を進める理由や必要性を明確にし、それを保護者、住民に説明をする必要がある」、「好きな部活動ができ、個性が発揮できるよう進めるべきである」、「小学校や幼稚園の保護者の意見も聞く必要がある」、「壱岐全体の構想を描きながら進めるべきである」、「財政難を理由には進まない、子供たちのためにとという視点で進めるべきである」などの意見が出されました。

今後は、向こう1年間で数回の会議開催を予定しており、委員皆様のさまざまな視点で中学校の統廃合に対する課題の確認や方向性の模索、課題解決のための具体的方策等を検討していただく予定でございます。

壱岐市民病院について。 1、経営状況について、4月から7月までの診療実績につきましては、1日平均入院患者数が140.7名、外来患者数が341.2名となっております。6月までの延べ診療収入は、昨年と比較して約3,000万円の収入増となっております。厳しい経営環境の中ではございますが、今後も改善を図り、健全経営に向けて、より一層努力してまいります。2、平成18年度決算、収益的収支につきましては、収益的収入20億3,218万1,000円、収益的支出23億7,340万9,000円、当年度純損失3億4,122万8,000円となっております。そのうち、現金の支出を伴う赤字額は約6,328万円でございます。赤字額は、予算額と比較して約9,700万円減少しておりますが、厳しい決算内容であると真摯に受けとめております。

かたばる病院について。 1、経営状況について、4月から7月までの診療実績としまして、1日平均入院患者数が47.6名で満床状態であり、また、外来患者数は27.3名となっております。2、平成18年度決算、収益的収支につきましては、収益的収入が3億8,167万5,000円、収益的支出が3億7,412万4,000円、当年度純利益755万1,000円となっております。

壱岐市病院事業運営審議会について。 壱岐市病院事業運営審議会につきましては、昨年12月2日に第1回の会議を開催し、1番目に市立病院の役割に関する事、2番目に、現行の経営上の課題と対策に関する事、3番目に、経営形態に関する事の3項目について諮問いたし、9月3日の第6回会議まで慎重に審議していただき、今会期中にも答申がなされる予定になっております。答申書が提出されましたら、答申内容を十分に尊重し、「壱岐市立病院の目指すべき方向」を着実に推進するための具体的プランを策定し、改革に取り組んでまいります。

消防行政について。 平成19年8月末日現在の災害発生状況は、火災24件、救急919件となっております。昨年度期と比較しますと、火災が10件の増、救急が27件の減となっております。

す。

壱岐市地域防災計画に基づき、11月9日午後1時30分から、郷ノ浦町渡良大島を主会場に、地震・津波及び国民保護法による全島避難を想定した「平成19年度壱岐市防災訓練」を実施いたします。参加機関は、防災関係機関22団体、防災ヘリ等航空機が5機、訓練参加人員300人、訓練項目22項目を予定いたしております。今後とも壱岐市の「安全・安心な住みよいまちづくり」を実現するため、あらゆる機会をとらえ、防災意識の高揚に努めてまいります。

以上をもちまして、前定例会以降の市政の重要事項につきまして、御報告を申し上げましたが、今後とも直面する課題に対応しながら、行財政改革を推進し、活気ある魅力あふれるまちづくりに取り組んでまいり所存でございますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力をお願いを申し上げます。

なお、本日提出いたしました議案は、予算案件をはじめ23件でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これで行政報告は終わりました。

日程第5. 報告第7号～日程第27. 認定第2号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第5、報告第7号平成18事業年度長崎縣市町村土地開発公社決算の報告についてから、日程第27、認定第2号平成18年度壱岐市病院事業会計決算認定についてまでの23件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案について、提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 提案につきましては、各部課長より説明をさせますので、よろしく願いを申し上げます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 久田総務部長。

〔総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 登壇〕

○総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 報告第7号平成18事業年度長崎縣市町村土地開発公社決算の報告について、御説明いたします。

平成18事業年度長崎縣市町村土地開発公社決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

提案理由は、記載のとおりでございます。

決算報告書の1ページをお開き願います。1、事業報告書、1、組織及び運営状況でございま

す。平成19年3月末現在で、設立団体は6市8町で、基本財産は9,421万3,000円となっております。2の事業実施状況でございますが、平成18事業年度におきましては、事業実績はございません。借入金の償還業務だけを行っております。

5ページをお開き願います。事業資金明細書でございます。期首残高、平成18年4月1日現在、借入金の残高でございます。壱岐市を含む2支社で、合計9,817万1,905円、当期の減少額が4,274万7,681円で、期末残高は、平成19年3月末現在で5,542万4,224円となっております。銀行別の借入金の明細につきましては、その下に記載のとおりでございます。

次に、12ページをお開き願います。損益計算書で事業収入はございません。事業外収入が受け取り利息で155万9,681円となっております。管理費用が一般管理費で482万7,870円、事業外費用が、支払い利息で155万9,681円で、費用合計が638万7,551円となっております。当年度の欠損金が482万7,870円となっております。収入費用の明細につきましては、13ページを御参照いただきたいと思います。

以上で、報告第7号についての説明を終わります。

〔総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 西村産業経済部長。

〔産業経済部長（西村 善明君） 登壇〕

○産業経済部長（西村 善明君） 報告第8号について、御説明をいたします。

平成18年度財団法人壱岐市開発公社事業会計収支決算の報告について。平成18年度財団法人壱岐市開発公社事業会計収支決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。平成19年9月7日提出、壱岐市長。

壱岐島荘、サンドームにつきましては、指定管理者制度の導入によりまして、平成18年4月1日から平成21年3月31日まで、施設のより効果的かつ効率的な運営を図るために、財団法人壱岐市開発公社に施設の管理を委ねたところであります。

3ページをお開きいただきたいと思います。事業報告でございますが、全国的な景気の低迷の中で、利用状況でございますけれども、壱岐島荘が、宿泊者数が前年比93.8%、休憩者数が95.1%、サンドームにつきましては、本館入場者数が83%となっておりますけれども、トレーニング、テニス、フットサル利用者につきましては122.3%と増加いたしております。壱岐島荘でございますけれども、施設の老朽化が進んでおりまして、集客に苦勞いたしている実情でございます。本年は70万2,944円の損失となっておりますけれども、これは、材料費の増加と備品消耗品等の充実を図ったこと等が考えられます。サンドームにつきましては、18年単年度では42万154円の利益であります。通算いたしますと494万9,129円の

繰り越し損失となっております。

5ページをお開きいただきたいと思います。決算報告書の収入でございますけれども、営業収益といたしまして1億833万5,471円、内訳といたしましては、壱岐島荘とサンドームでございます。営業外収益といたしましては191万7,468円で、収入合計で1億3,275万2,939円でございます。支出といたしましては、営業費1億3,501万8,238円、営業外費414万8,021円で、支出の合計が1億3,925万6,459円となっております。

なお、支出明細書につきましては、6ページから載せておりますので、後ほど御一読いただきたいと思います。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。損益計算書でございますが、営業収益で1億833万5,471円、営業費用が1億3,501万8,238円、営業損失が2,668万2,767円でございます。営業外収益といたしまして191万7,468円、営業外の雑収入で48万8,221円、それから、市の運営費補助金といたしまして562万5,000円と、そして、管理委託料といたしまして1,687万5,000円でございます。税引き前の当期損失金が275万3,520円、法人税が7万円で、当期損失金といたしまして282万3,520円でございます。前年度繰越損失金282万8,553円を加えまして、繰越損失金が565万2,073円となっております。

11ページ、貸借対照表は、ごらんをいただきたいと思います。

12ページでございますけれども、△565万2,073円は、次期繰越損失金として繰り越しをさせていただくことになりましたので、報告をいたしたいと思います。

以上でございます。

〔産業経済部長（西村 善明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 久田総務部長。

〔総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 登壇〕

○総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 議案第64号郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定めます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

資料1の議案関係の資料により御説明をいたしますので、1ページをお開き願います。郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成19年10月1日に施行されることに伴い、郵便貯金法、簡易生命保険法、日本郵政公社法などの関係法律が廃止されることから、関係条例の整備を行うものでございます。

まず、壱岐市個人情報保護条例の第14条第2号ウ中の、「及び日本郵政公社」を削ります。

次に、3ページをお開き願います。壱岐市職員の給与に関する条例第41条第5号中、「簡易生命保険の保険料」を「生命保険料」に改めるものでございます。

次に、5ページをお開き願います。壱岐市道路占用料徴収条例第3条中、第2号を削ります。以下、第3号を2号として、第4号を3号とし、第5号を4号といたします。

附則といたしまして、この条例は、平成19年10月1日から施行いたします。

次に、議案第65号について、御説明いたします。

壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めます。

提案理由は記載のとおりでございます。

資料の7ページをお開き願います。別表第2条関係のア、市長の附属機関の部中、「壱岐精神障害者地域生活支援センター運営委員会」を「壱岐障害者地域活動支援センター運営委員会」へ、「壱岐市一般廃棄物処理施設整備検討委員会」の次に「壱岐市一般廃棄物処理施設整備総合評価審査委員会」を追加いたします。そして、「壱岐勝本浦まちづくり推進委員会」を「壱岐市勝本浦地区まちづくり協定運営委員会」へ改めます。

担任する事務につきましては、記載のとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成19年10月1日から施行いたします。

次に、議案第66号をお開き願います。

政治倫理の確立のための壱岐市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、政治倫理の確立のための壱岐市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

資料の10ページをお開き願いたいと思います。第2条第1項第4号中の「、貯金」を「及び貯金」に改めます。「及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く）」を削り、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改めるものでございます。同項の第5号中、金銭信託、金銭信託の元本の額を削除いたします。同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号として第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

附則といたしまして、施行期日は、本年10月1日からの施行となっております。

経過措置につきましては、記載のとおりでございます。

次に、議案第67号について、御説明いたします。

壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

資料の11ページをお開き願います。壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条の休息時間を削除いたします。これによりまして、現在の昼休みの時間が午後0時15分から午後1時までというふうになります。

それから、第9条の育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務について御説明します。内容が11ページから14ページまでとなっておりますので、要約して説明いたします。現行の条例では、早出・遅出勤務の対象の職員が、小学校入学前の子を養育する職員と介護が必要な親族を介護する職員が対象となっております。今回の改正によりまして、児童福祉法に基づく学童保育施設に託児している小学生の子を迎えに行く職員を追加するものでございます。現在、市内の学童保育施設は、「はなまる教室」と「えむ・はうす」が対象施設でございます。

附則といたしまして、施行期日は、本年10月1日からでございます。

経過措置は、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

〔総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時58分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。山本市民部長。

〔市民部長（山本 善勝君） 登壇〕

○市民部長（山本 善勝君） 議案第68号について、御説明申し上げます。

壱岐精神障害者地域生活支援センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものであります。

提案理由は、記載のとおりであります。旧国立病院の施設の一部を利用して、平成16年3月1日に開設した「（通称）ひまわり」の施設に関するものでございます。

改正の内容でございますが、議案関係資料1、新旧対照表にて御説明申し上げます。

資料の15ページをお開き願います。まず、題名を「壱岐障害者地域活動支援センター」に改め、第1条、目的で、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項第4号の規定とし、「地域活動支援センター」に改めるものであります。

次に、第2条及び第3条中、「支援センター」、「壱岐精神障害者地域生活支援センター」を「地域活動支援センター」、「壱岐障害者地域活動支援センター」に改めるものであります。

附則であります。16ページをごらんいただきたいと思います。施行日は、平成19年

10月1日といたしております。

次に、壱岐市職員定数条例の一部改正であります。17ページをごらんください。あわせて関連がございますので、第2条、職員定数の中で、2号、ク名称を「障害者地域活動支援センター」に改めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔市民部長（山本 善勝君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 小山田保健環境部長。

〔保健環境部長（小山田省三君） 登壇〕

○保健環境部長（小山田省三君） 議案第69号壱岐市自然環境保全条例の制定について、壱岐市自然環境保全条例を別紙のとおり定める。平成19年9月7日提出、壱岐市長。

提案理由につきましては、掲載のとおりでございます。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

第1条には、目的を規定いたしております。この条例は、自然環境の変化が市民の生活環境に対する不安を招いている現状にかんがみ、市と市民が連携して自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守ることを目的とすると規定いたしております。

第2条には、定義、事業、事業者、周辺住民、不適切な事業活動について、それぞれ規定をいたしております。

第3条につきましては、市の責務、第4条は、事業者の責務、第5条は、市民の責務について、それぞれ規定いたしております。

第6条は、自然環境保全対策審議会について、規定いたしております。これにつきましては、事業活動が自然環境及び生活環境に与える影響、並びにこの条例の施行に関する重要な事項について、調査、審議するため、壱岐市自然環境保全対策審議会を置くことといたしております。

第7条につきましては、届け出でございますが、これは事業者に届け出を義務づけた規定でございます。

第8条につきましては、事業計画の変更等の届け出についてでございます。

それから、第9条は、事業の譲渡等があった場合の届け出の規定いたしております。

第10条は、広告及び閲覧についての規定でございます。

第11条について、これは説明会でございますが、これにつきましては、事業者の説明会の実施の義務、手続、方法、報告等及びこれに関する市長の権限等について定めておるところでございます。

それから、第12条でございますが、これには、意見書及び見解書についての規定ございま

す。これは、市民の意見書の提出に関する市長、事業者一連の手続、方法について定めておるものでございます。

第13条につきましては、協定の締結について定めております。これは、周辺住民からの生活環境を保全するための協定の締結の定めでございます。

第14条は、不適正な事業活動の防止について規定いたしております。市長、市民、それぞれの役割をここに書いております。

第15条は、報告及び立ち入り調査について、規定いたしております。

第16条につきましては、指導及び勧告、それから17条は、必要な措置、18条は公表でございます。この3項につきましては、それぞれ市長の権限事項の規定でございます。

第19条は、委任の規定でございます。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定めるといたしております。

附則、この条例は、平成19年11月1日から施行するといたしております。

以上で、議案第69号の説明を終わります。

次に、議案第70号について御説明をいたします。

苓崎市国民健康保険条例の一部改正について、苓崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成19年9月7日提出、苓崎市長。

提案理由は、記載のとおりでございます。

本日、お配りの資料1、新旧対照表の19ページをお開きをお願いいたします。これに基づきまして、説明をさせていただきます。今回の一部改正でございますけれども、(1)でございます。6歳に達する日以降の最初の3月31日の翌日以降であって、70歳に達する日の属する以前である場合、10分の3となっております。これは、第2項の方で、これまで10分の2の一部負担金が3歳まででございましたけれども、これが就学前の3月31日までに拡大をされたことによりまして、3割、10分3負担が6歳に達する日以降の3月31日の翌日となるものでございます。第2項につきましては、ただいま御説明を申し上げましたとおり、3歳から6歳に拡大をされましたのが、10分の2の負担ということになります。

それから、(3)でございますけれども、これは、70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合は、10分の2ということで、これまでは、10分の1でございましたから、これは実質的な負担の引き上げということになるわけでございます。

附則でございますが、この条例は、平成20年4月1日から施行するといたしております。

以上で、議案第70号の説明を終わらせていただきます。

〔保健環境部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 西村産業経済部長。

〔産業経済部長（西村 善明君） 登壇〕

○産業経済部長（西村 善明君） 議案第71号について、御説明をいたします。

壱岐市家畜導入事業資金供給事業基金条例の廃止について、壱岐市家畜導入事業資金供給事業基金条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。平成19年9月7日提出、壱岐市長。

提案の理由でございますけれども、家畜導入事業資金供給事業終了に伴い、条例を廃止するものであります。

次のページをお開きいただきたいと思っております。壱岐市家畜導入事業資金供給事業基金条例を廃止する条例。壱岐市家畜導入事業資金供給事業基金条例は、廃止する。附則、この条例は、公布の日から施行する。

この家畜導入事業につきましては、国の三位一体改革によりまして、平成19年度から完全に県単独事業に移行することになっております。基金から単年度の補助事業へということになるわけでございますけれども、事業内容につきましては、従来どおりの事業でございます。このために、基金につきましては、平成18年度の決算の確定をもって閉鎖をいたしまして、基金残高を一般会計へ繰り入れし、国・県分につきましては、返還納付することになります。一般会計補正予算（第2号）にて処理することにいたしております。

以上でございます。

〔産業経済部長（西村 善明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 議案第72号について、御説明を申し上げます。

訴えの提起について、市営住宅の家賃納入及び住宅の明け渡しの請求でございます。市営住宅滞納家賃の納入及び住宅明け渡しを求める訴えを提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

相手方、住宅、小崎団地・棟・号、住所、・・・・・・・・・・・・・・・・・・氏名、・・・・・・訴えの提起の理由、相手方は、市営住宅家賃を滞納しており、再三再四にわたる督促、催告等に応じないので、訴えにより家賃の徴収等を図り、もって社会的公正と法秩序を回復するものでございます。

当・・・氏は、平成10年5月から当住宅に入居しておりますが、滞納額が多額であり、この訴えとなっております。よろしく願いいたしたいと思っております。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 牧山財政課長。

〔財政課長（牧山 清明君） 登壇〕

○財政課長（牧山 清明君） 議案第73号平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,422万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を224億8,644万1,000円とするものでございます。第2項におきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正でございます。追加変更につきましては、第2表「債務負担行為補正」により説明いたします。

第3条、地方債の補正で、その内容は、第3表「地方債補正」により説明いたします。

次に、6ページをお開き願います。第2表「債務負担行為補正」、1、追加、廃棄物処理施設整備環境影響調査、事業費5,584万9,000円、期間、平成20年度、限度額2,100万円とするものでございます。2、変更、一支国博物館（仮称）建設事業、事業費29億7,612万4,000円、期間を平成20年度から21年度に変更するものでございます。

第3表「地方債補正」、1、変更、一般公共事業債の限度額1億4,800万円を1億4,880万円に変更するものでございます。理由としましては、八幡浦漁港整備事業の事業費の変更でございます。

次に、合併特例債事業債におきましては、限度額を「11億9,030万円」を「12億1,260万円」に変更するものでございます。これは、廃棄物処理施設及び新郷ノ浦港線の県営事業費の負担金の増額によるものでございます。

次に、臨時財政対策債でございますが、限度額「5億2,000万円」を今年度の許可額を「5億1,870万円」に変更をするものでございます。

次に、12ページをお開き願います。2、歳入でございます。9款地方特例交付金、1項地方特例交付金及び2項の特別交付金は、交付決定による追加をいたしております。また、10款地方交付税1項地方交付税におきましては、普通交付税を1億8,534万1,000円を追加いたしております。ちなみに、19年度の普通交付税の交付決定額が、88億6,365万2,000円でございます。対前年度比で率で1.74%の減になっております。額で1億5,734万1,000円の減額となっております。

次に、12款分担金及び負担金2項負担金でございます。介護事業負担金の増で901万1,000円の追加をいたしております。これは、老人ホームの介護認定者が現在45名となりまして、特定施設入居者生活介護事業収入の増によるものでございます。

次ページをお開き願います。14款国庫支出金2項国庫補助金でございますが、2目民生費国庫補助金、障害者地域生活支援事業補助金の追加359万円でございますが、外出支援事業費の

増加による補助の増でございます。また、3目では、衛生費国庫補助金、清掃費補助金といたしまして、循環型社会推進地域計画交付金4,218万5,000円の増加でございます。これは、歳出でも、あともって御説明はいたしますけれども、し尿処理施設、最終処分場施設、リサイクル施設並びに焼却灰融炉の施設、4施設の設計委託料の増によるものでございます。

次ページをお開き願います。15款県支出金でございますが、2項の県補助金、4目の農林水産業費補助金でございます。農業費補助金といたしまして、肉用牛の経営活力アップ事業補助金361万6,000円の追加をお願いいたしております。これは、繁殖牛舎30頭規模、並びに肥育牛舎100棟規模の建築に係る追加補助でございます。次の地域肉用牛振興対策事業補助金231万3,000円につきましては、繁殖牛舎30頭規模、簡易牛舎でございます。

次に、ながさき水田農業ビジョン推進事業補助金でございますが、983万3,000円、これは、支出で後もって説明をいたしますけれども、地域ブランド米の推進対策事業、並びに米経営体質強化対策事業、さらには、米の需給調整システム推進事業の補助金でございます。

次ページをお願いいたします。9目災害復旧費県補助金におきましては、農地及び農業用施設の災害復旧費補助金といたしまして、農地4地区、施設1地区分の431万7,000円を計上いたしております。

18款繰入金2項基金繰入金でございますが、2節の減債基金の繰り入れとしまして、1,200万円繰り入れを計画いたしております。これは、公立病院用地の購入費の繰上償還に充当するものでございます。7節におきまして、家畜導入事業資金供給事業基金の繰り入れを先ほど議案71号にて説明がありましたけれども、全額取り崩しをいたしまして、国・県の精算返還金に充当し、残りの分は、一般財源に入れるものでございます。

次ページをお願いします。21款市債でございます。市債につきましては、2,180万円を補正追加いたしまして、総額として33億4,080万円とするものでございます。

続きまして、次ページをお願いいたします。3、歳出で、全体的なことでございますが、4月の定期異動によります人件費の組み替えを行っております。また、お手元に平成19年度9月補正予算の主要事業をお渡しいたしております。この資料につきましては、万円未満を切り捨てて計上いたしております。

それでは、2款総務費1項総務管理費から御説明申し上げます。

6目企画費におきまして、19負担金補助及び交付金でございますが、地方バス路線の維持費補助金としまして880万円を計上いたしております。これは、75歳以上の無料乗車利用者の実績で、1人当たり約100円を壱岐交通に助成するものでございます。

次ページをお願いします。7目情報管理費でございますが、15工事請負費で800万円の減額をしております。減額は12節の電柱等の調査手数料に500万円、それと、委託料で

300万円を委託料に組み替えをしたものでございます。委託料の末尾にあります地域情報通信基盤調査委託料500万円、これは新規でございまして、2008年の秋から地上デジタル放送が開始予定となっております。2011年の8月に、地上アナログ放送が停波となりますので、難視聴地域等の調査を実施するものでございます。

続きまして、2項徴税費でございしますが、1目税務総務費、13委託料でございします。固定資産評価システムの補修業務委託料の増で1,297万8,000円を計上いたしております。これは、平成21年度の評価替え基準日が、平成20年1月1日のために、直前の航空写真を撮影し、現況を把握するために予算を計上いたしております。

次に、30ページをお開き願います。民生費1項社会福祉費ですが、3目老人福祉費19負担金補助及び交付金で、老人の入湯助成金の増200万円、これは、老人クラブの団体利用といたしまして、1団体当たり年に2回助成するものでございます。

次に、38ページをお開き願います。4款衛生費2項清掃費でございします。2目の塵芥処理費、13委託料で、焼却灰保管施設周辺環境調査委託料ということで250万円を計上いたしております。これは、芦辺町に設置をいたしております保管施設周辺の住民の要望によりまして、環境調査を実施するものでございます。5目廃棄物処理施設整備事業費でございします。1節、9節、11節におきまして、一般廃棄物処理施設整備総合評価審査委員に係る経費を総額で83万4,000円を計上いたしております。また、13委託料では、設計委託料といたしまして、有機性廃棄物リサイクル推進施設整備、これはし尿処理施設でございします。次の最終処分場整備事業、また、マテリアルリサイクル推進事業、これがリサイクル施設でございします。エネルギー回収推進施設整備事業、これが焼却灰溶融施設の4施設の設計委託料、総額で4,862万円を計上いたしております。

次に、5款農林水産業費でございしますが、3目の農業振興費の8報償費でございします。461万2,000円減額いたしております。これは、壱岐地域水田農業推進協議会事務局が、農協へ移管されたことに伴います減額でございします。

次ページをお願いいたします。19負担金におきましては、集落営農担い手支援事業補助金の増で827万円を計上いたしております。これは、今年度より、市の事務負担が発生しましたので、その事務負担分と並びに事業費の変更による追加分でございします。次の、地域ブランドにつきましては、地域のブランド米、及びJA米の産地育成を促進するための経費でございします。事業総額が100万円でございます。

次に、米経営体質強化対策事業でございしますが、これは、米を中心とした水田農業経営の体質強化に取り組む担い手の組織に対する助成でございします。次の米の需給調整システムでございしますが、これは、転作、並びに生産調整に対する助成でございします。

次に、畜産業費でございますが、19負担金では、歳入での説明をいたしましたけれども、肉用牛経営活力アップ事業につきましては、繁殖牛・肥育牛舎の建設に係るものでございます。次の地域肉用牛につきましても、繁殖牛舎の簡易牛舎の助成に対するものでございます。

次ページをお願いいたします。23節の償還金利子及び割引料でございますが、歳入で説明いたしましたように、家畜導入基金の基金を全額取り崩しまして、国・県の精算返還金としまして795万4,000円を計上いたしております。

次ページをお願いします。3項の水産業費でございます。2目の水産業振興費でございます。19負担金補助及び交付金で3,191万円の減額をいたしております。これは当初予算に計上いたしました郷ノ浦漁協が予定をいたしておりました海水殺菌装置、冷凍施設、現金自動受け払い機、荷さばき所のトイレ改修、この4事業の不採択による減額でございます。

次ページをお願いいたします、4目の漁港整備事業費、15工事請負費で709万9,000円の減額をいたしております。これは、補助事業の予算の組み替えによります減額と、それと、この中には記載がございませんけれども、単独で湯ノ本漁港の整備、水路の工事でございますが、430万円、渡良の柏漁港、泊まり地のしゅんせつ工事380万円、これは、先ほど補助事業の組み替えと言いましたが、補助事業は、組み替えが1,519万円あるために、歳出では減額となっております。

次ページをお願いします。6款商工費1項商工費でございます。4目の観光費におきましては、勝本浦の美しいまちづくり事業といたしまして、1報酬で28万5,000円、8報償費で27万5,000円、9旅費で24万6,000円、委員会の委員の費用として、全体で80万円計上いたしております。

また、18備品購入でございますが、庁用器具、これはイルカ購入に係る経費でございます、生けす網を60万円、それから動物購入費の増としまして283万5,000円、それと12役務費で運搬料として101万円の予算計上でございますが、そのうち80万円をイルカ対策経費として計上いたしております。

次ページをお願いします。7款の土木費、2項道路橋梁費でございますが、道路橋りょう維持費に需用費で修繕料で800万円を追加いたしております。また、15工事請負費におきましては、郷ノ浦・原島地区の舗装工事、それから郷ノ浦町の市道倉置4号線の補修工事等で420万円を計上いたしております。

次に、3目の道路橋りょう新設改良費でございますが、17の公有財産購入費でございますが、1,500万円計上いたしておりますが、これは、以前、新郷ノ浦港線、基金により先行取得をしていた土地を今回購入をするものでございます。

次に、3項河川費でございますが、河川総務費におきましては、工事請負費といたしまして、

勝本町の樽見川の補修工事で120万円を計上いたしております。

次ページをお願いいたします。同じく、2目でございますが、急傾斜地の崩壊対策事業費としまして、15工事請負費では、郷ノ浦小崎地区の急傾斜、また19負担金におきましては、石田、久喜及び郷ノ浦の築出迎地区の県単急傾斜の負担金を計上いたしております。

次ページをお願いいたします。6項下水道費でございます。1目の公共下水道費ですが、28繰出金、下水道事業の特別会計に繰出金としまして416万円を計上いたしております。これは、異動によります人件費の増による繰り出しでございます。

続きまして、7項住宅費でございます。1目の住宅管理費におきましては、13委託料で木造住宅耐震診断委託料として51万円を計上いたしております。これは耐震委託が、1軒当たり4万5,000円で、国が1万5,000円、県と市で1万5,000円、個人が1万5,000円を負担するものでございまして、県と市の負担分の3万円の17軒分を計上いたしております。これによりまして19負担金補助及び交付金につきましても安全・安心住まいづくりの支援事業費といたしまして補助限度額60万円でございますが、その2棟分120万円を計上いたしております。

続きまして、次ページをお願いします。8款消防費1項消防費でございます。5目の災害対策費といたしまして、14、15節におきまして、平成19年11月9日に三島地区において、平成19年度壱岐市防災訓練を計画いたしております、その経費といたしまして36万円を計上いたしております。

次ページをお願いいたします。9款教育費2項小学校費でございます。15工事請負費におきましては1,200万円を追加いたしております。事業内容といたしましては、三島、原島分校のプール改修並びに消防用施設整備の不良改修の10校分を計上いたしております。また、3項中学校費におきましては、同じく消防用施設の不良改修4校分を750万円計上いたしております。

次に、69ページをお願いいたします。10款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費でございますが、補助分としまして、農地4地区分、施設1地区並びに単独で農地30地区分の総額1,345万7,000円を追加いたしております。

次ページをお願いします。公共土木施設災害復旧費でございますが、これは単独でございます、道路2カ所分230万円を計上いたしております。

次に、12款諸支出金でございますが、土地購入費の増1,297万円を追加いたしておりますが、これは長崎県市町村土地開発公社より市民病院用地の用地購入費として借り入れた未償還分を繰り上げ償還を計画いたしております。

次に、12款の諸支出金でございますが、繰出金、三島航路事業特別会計繰出金として、人件

費 277万6,000円と長島の待合所トイレ改修工事 224万円に対する繰り出しを実施いたしております。

次に、次ページ目、給与費明細書でございますが、特別職の比較でいきますが、13名の増ということになっております。これは4款5目で説明をいたしました一般廃棄物総合評価審査委員の3名と6款4目の勝本浦美しいまちづくり協定委員の10名分で、13名の増ということになっております。

また、次ページですが、一般職員の、2名の減については、会計間の異動によりまして、増10、減10、退職2名ということで、2名の減ということになっております。職員手当につきましては、児童手当の制度改正に伴う187万円の増額となっております。

次ページをお願いいたします。債務負担行為でございますが、当該年度以降の支出予定額に関する調書でございますが、記載のとおりでございます。

次ページをお願いいたします。地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますが、275億6,488万2,000円の借入残高になる見込みでございます。

以上で説明を終わります。

〔財政課長（牧山 清明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 小山田保健環境部長。

〔保健環境部長（小山田省三君） 登壇〕

○保健環境部長（小山田省三君） 議案第74号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成19年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ959万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,300万9,000円、介護保険サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,164万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,969万6,000円とする。以下、掲載のとおりでございます。平成19年9月7日提出、壱岐市長。

10ページをお開き願います。歳入について御説明いたします。7款繰入金、8款繰越金でございますが、いずれも歳入財源として計上いたしております。

12ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。3款地域支援事業費でございます。この地域支援事業と申しますのは、要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援する事業でございます。

1項の介護予防事業14万4,000円の補正でございますが、これは三島地区に口腔、いわ

ゆる口の口腔でございます。それと運動指導のための海上タクシーの借り上げ料を追加して計上させていただいております。2項の包括的支援事業、運営事業費でございますが、これにつきましては人事異動に伴うものでございます。また、旅費につきましては、島外からの講師を招聘いたしまして研修を深めるための旅費でございます。

7款諸支出金でございますが、これにつきましては、平成18年度の地域支援事業費にかかる精算に伴う返納金でございます。

21ページをお開き願います。介護サービス事業勘定の歳入につきましては、御説明をさせていただきます。一般会計からの繰入金でございますが、これは、減に伴いまして減額計上をいたしておるところでございます。

22ページをお開きをお願いいたします。歳出につきまして御説明をいたします。これは人事異動にかかりまして、報酬、共済費をそれぞれ減額計上いたしておるものでございます。

以上で、議案第74号の説明を終わらせていただきます。

〔保健環境部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 議案75号について御説明を申し上げます。

平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、平成19年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出それぞれ110万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億1,942万2,000円とする。2、歳入歳出予算の補正は、第1表歳入歳出予算補正による。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお願いします。歳入、6款繰越金1項繰越金で110万2,000円の増額をお願いするものでございますが、内訳といたしまして、前年度繰越金からの増でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きをいただきたいと思います。3、歳出、1款総務費1項総務管理費で1目一般管理費で、減の544万1,000円は職員の異動による人件費の減額でございます。2目施設管理費で654万3,000円の増ですが、内訳といたしまして、

1 5 節工事請負費で水道管工事請負費 3 路線及び水道管布設がえ工事 1 路線の増でございます。
1 8 節の備品購入費で 7 3 万 5, 0 0 0 円は機械器具といたしまして、漏水調査の探知器具の
1 台分の購入をお願いをするものであります。

2 款施設管理費 1 項簡易水道施設整備費では、事務費の組み替えを行っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 7 6 号平成 1 9 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明を申し上げます。

平成 1 9 年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出それぞれ 4 7 6 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 0 億 1, 4 3 1 万
4, 0 0 0 円とする。2、歳入歳出予算の補正は、第 1 表歳入歳出予算補正による。本日の提出
でございます。

8 ページ、9 ページをお開きをいただきたいと思います。2、歳入、5 款繰入金 1 項一般会計
繰入金で 4 1 6 万 1, 0 0 0 円の増をお願いをするものでございまして、内訳といたしましては
財源不足によるものであります。

7 款諸収入 3 項雑入では、6 0 万円を計上をお願いをいたしておりますが、これは損害保険料
の雑入でございます。

続きまして、1 0 ページ 1 1 ページをお開きをいただきたいと思います。3、歳出、1 款下水
道事業費 2 項施設整備費 1 目施設整備費では、職員の異動による人件費の増額をお願いするもの
であります。

2 款漁業集落排水整備事業費 1 項管理費で、2 目施設管理費で 6 0 万円をお願いいたしてあり
ますが、先ほど収入で申し上げましたように、山崎の浄化センターが落雷により破損いたしまし
て、電気設備の修繕料でございます。

2 款漁業集落排水整備事業 2 項施設管理費は人件費の組み替えを行っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山本市民部長。

〔市民部長（山本 善勝君） 登壇〕

○市民部長（山本 善勝君） 議案第 7 7 号平成 1 9 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計
補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

平成 1 9 年度壱岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めると
ころによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 5 万 5, 0 0 0 円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,295万5,000円とするものであります。以下、掲載のとおりであります。

8ページ、9ページをお開き願います。2、歳入、4款1項繰越金、前年度繰越金を205万5,000円増であります。これは今回の補正財源に充てるものでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出、1款1項施設介護サービス事業費、補正額で700万円の減をいたしておりますが、これは人事異動による人件費の減が主なものでございます。1款3項通所介護サービス事業費、補正額205万5,000円の増をいたしておりますが、これは人事異動による人件費の増が主なものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。2款1項基金積立金、25節の積立金で700万円、特別養護老人ホーム事業施設整備基金積立金、増をいたしておりますが、これは施設介護の介護サービス事業費で人事異動による人件費の減の分をここに積み立てようとするものでございます。

14ページ、15ページをお開き願います。給与費明細書でございます。一般職で職員数が2名減となっておりますが、これは会計間異動でありまして、増6人、減8人により職員が減となったものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔市民部長（山本 善勝君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 久田郷ノ浦支所長。

〔総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 登壇〕

○総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 議案第78号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に501万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,681万円とします。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

次に、10ページをお開き願います。3歳出、1款運航費1項運航管理費、まず人件費、報酬、給料等でございますが、これは職員の異動によるものでございます。15節工事請負費220万円は、長島待合所の浄化槽の設置工事費を計上いたしております。現在、長島待合所のトイレは簡易水洗で便槽が小さいゆえ利用客が多いため、くみ取りが煩雑であるために、今回浄化槽を設置をするものでございます。なお、大島、原島の待合所につきましては、既に水洗化になっております。なお、財源につきましては、一般財源からの繰入金となっております。

以上、よろしく願います。

〔総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 西村産業経済部長。

〔産業経済部長（西村 善明君） 登壇〕

○産業経済部長（西村 善明君） 議案第79号について御説明をいたします。

平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）、平成19年度壱岐市の農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,122万8,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,296万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成19年9月7日提出。市長でございます。

8ページ、9ページをお開きをいただきたいと思います。歳入でございます。繰入金、基金繰入金でございますが、減価償却基金繰入金147万円でございます。これは基金からの繰り入れをいたしまして、ロータリーを購入しようというものでございます。

次に、4款繰越金でございますが、975万8,000円、前年度繰越金をしようというものでございます。

続いて、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。総務費、総務管理費、一般管理費でございますけれども、報酬、共済費につきましては、嘱託職員の異動によるものでございます。それから、旅費でございますけれども、これは安全講習会等に伴います旅費でございます。需用費でございますけれども、消耗品につきましては、飼料こん包用のロールアップでございます。それから、燃料につきましては、軽油高騰に伴います分を増額をさしていただいております。修繕料につきましては、機械の修繕につきましますものでございます。船車借り上げ料でございますけれども、軽トラのリース料でございます。3台分でございます。備品購入費でございますけれども、先ほど申し上げましたように、機械器具費ということで、ロータリー1台を購入しようというものでございます。

以上でございます。

〔産業経済部長（西村 善明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 議案第80号について御説明を申し上げます。

平成19年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）、第1条、平成19年度壱岐市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出、第2条、予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出で、第1款水道事業費用、補正額が30万4,000円、計1億5,257万8,000円

とする。議会の議決を得なければ流用することのできない経費、第3条、予算第6条に定められた経費の金額を次のとおり改める。支出、職員給与費、補正額30万4,000円、計1,523万8,000円、本日の提出でございます。

続きまして、最後のページになりますが、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。収益的支出で、1款水道事業費用で、職員の異動による人件費の増額をお願いするものでございます。財源は、利益剰余金の中から30万4,000円を充当するようにいたしております。

よろしく願いをいたしたいと思います。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 西村産業経済部長。

〔産業経済部長（西村 善明君） 登壇〕

○産業経済部長（西村 善明君） 議案第81号について御説明をいたします。

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内に新たに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更するものであります。本日提出でございます。市長。

提案理由でございますが、壱岐市石田町山崎触地先、並びに同町筒城西触地先の長手地区農地海岸保全整備事業に伴う公有水面埋め立てにより生じた土地について、議会の議決をへて確認し、字の区域を変更しようとするものであります。

次をお開きいただきたいと思います。

位置でございますが、1工区、2工区分かれておりまして、1校区は、壱岐市石田町山崎触字瀬戸ノ上341の3、及び筒城西触字天水1909地先、面積にいたしまして5,600.24平方メートルでございます。

2工区、壱岐市石田町筒城西触字天水1907から1909までの地先、面積でございますが、3,985.52平方メートルでございます。編入する区域字天水でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。場所でございますけれども、石田町山崎の壱岐市石田町焼却灰等処理場の下に夕部新田の堤防でございます。平成8年から16年にかけて、長手地区海岸保全施設整備事業によりまして、総事業費5億2,180万円を投じまして、緩傾斜型海岸式堤防工、L=502.5メートルを整備いたしまして、埋め立て面積9,585.76平方メートルをやるものでございます。

続きまして、議案第82号の御説明をいたします。

あらたに生じた土地の確認及び字区域の変更について、地方自治法第9条の5第1項の規定により本市内に新たに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を

次のとおり変更するものであります。本日提出。市長でございます。

提案理由でございます。壱岐市芦辺町瀬戸浦字片山地先の芦辺地区広域漁港整備工事に伴う公有水面埋め立てにより生じた土地について議会の議決をへて確認し、字の区域を変更しようとするものであります。

次をお開きいただきたいと思います。位置でございますけれども、壱岐市芦辺町瀬戸浦字片山171の3及び171の8の地先、面積でございますが、440.80平方メートル、編入する区域、字片山でございます。

次をお開きいただきたいと思います。場所でございますけれども、箱崎漁協の裏でございます。3種の芦辺漁港区域内で、平成16年から18年度に芦辺地区広域漁港整備事業によりまして、総工費1億9,070万円で整備をいたしました岸壁及び護岸として埋め立てをいたしました漁港施設用地、マイナス3メートル岸壁70メートルでございます。

以上でございます。

〔産業経済部長（西村 善明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 認定第1号について御説明を申し上げます。

平成18年度壱岐市水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成18年度壱岐市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。本日の提出でございます。

続きまして、2ページ、3ページをお開きをいただきたいと思います。平成18年度壱岐市水道事業決算報告書、収益的収入及び支出の部の収入では、第1款水道事業収益、予算額1億6,764万8,000円に対しまして決算額が1億6,746万1,413円、18万6,587円の減となっております。

支出の部、第1款水道事業費用では、予算額1億3,859万4,000円を計上いたしておりましたが、決算額で1億2,250万3,760円、1,609万2,400円の減を生じております。これは主な内容は、修繕料及び減価償却費の減額でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の部で、収入でございますが、第1款資本的収入、予算額653万円に対しまして、決算額が653万5,241円、5,241円の減となっております。

支出、第1款資本的支出、予算額5,458万7,000円を計上いたしておりましたが、決算額で3,191万3,562円、それから、工事の繰り越しがございまして、翌年度繰り越しが1,474万8,700円でございます。792万4,738円の減となっておりますが、これは

県道渡良線の工事減でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。平成18年度壱岐市水道事業損益計算書でございます。この内訳は、別表に事業収益費用明細書を10ページから13ページに記載しております、これからこの損益計算書を作成したものでございます。

1 営業収益1億5,953万6,160円、営業費用1億553万3,328円、営業利益といたしまして5,400万2,832円。

3 営業外収益で3万2,129円、営業外費用では、1,012万4,272円、差し引き1,009万2,143円の減となります。営業利益4,391万689円、18年度は特別利益はございません。

6 特別損失で、過年度分損益勘定修正損は不納欠損を1名の方をやっておりまして、4万2,296円でございます。

当年度純利益4,386万8,393円、それから、前年度繰り越し利益剰余金が101万9,723円でございますので、当年度未処分利益剰余金が4,488万8,116円になります。

それから、5ページでございますが、平成18年度壱岐市水道事業剰余金計算書、平成18年4月1日から平成19第3月31日現在でございます。

資本剰余金の部、補助金4億2,097万6,750円、工事負担金5,365万303円、他会計負担金395万3,641円、4受贈財産評価額3億5,396万842円、本年度から三島分の財産がここに計上されております。合計8億3,254万1,536円でございます。

利益剰余金の部、減債積立金4,650万円、2建設改良積立金、当年度末残高3億2,579万6,491円、積立金の合計といたしまして、3億7,229万6,491円。

3 未処分利益剰余金、前年度未処分利益剰余金3,751万9,723円。2前年度利益剰余金が減債積立金が200万円、建設改良積立金が3,450万円でございます、差し引き101万9,723円となります。

3 当期純利益4,386万8,393円、当年度未処分利益剰余金が4,488万8,116円となっております。

続きまして、6ページをお開きをいただきたいと思います。平成18年度壱岐市水道事業剰余金処分計算書案、1当年度未処分利益剰余金4,488万8,116円のうち、利益剰余金分類で減債積立金が220万円、建設改良積立金が4,150万円、計4,370万円でございます。翌年度繰越利益剰余金が118万8,116円となります。

続きまして、8ページから9ページは本年3月31日現在の貸借対照表の記載をいたしております。

次に、先ほど申し上げましたが、10ページから13ページは水道事業収益の費用明細書を損益計算書の内訳、収益、費用を計上いたしております。

次に、14ページから18ページでは、水道事業報告書を、19ページから20ページは、貸借対照表に記載されております固定資産に関する有形、無形固定資産明細書を、また21ページは、貸借対照表に記載された借り入れの企業債明細書を記載をいたしております。

以上で、説明を終わらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山内病院管理部長。

〔病院管理部長（山内 義夫君） 登壇〕

○病院管理部長（山内 義夫君） 認定第2号について御説明を申し上げます。

平成18年度壱岐市病院事業決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成18年度壱岐市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけまして、議会の認定に付します。

2ページをお開き願います。18年度の壱岐市民病院事業会計決算報告書でございます。収益的収入及び支出でございます。

収入といたしまして、第1款の病院事業収益といたしまして、決算額が20億3,218万1,362円でございます。予算に比べまして6,052万638円の減となっております。

また、支出の方の第1款といたしまして、病院事業の費用といたしまして、決算額で23億7,340万8,572円でございます。不用額といたしまして、1億5,809万7,428円となって、大幅な経費の削減となっております。

続いて、4ページの方をお開き願います。4ページが資本的収入及び支出でございます。

収入といたしまして、資本的収入のところは主には出資金というところでございますけど、その決算額は一般会計の繰り入れが主でございます。

支出の方といたしましては、資本的の支出といたしまして、建設改良費といたしましては、病院の医療器具の購入費の3,602万1,930円と、後企業債の償還金が1億3,015万4,611円となっております。また、先ほど申しますように、資本的収入額と資本的支出額の不足に対する額につきましては、過年度の損益勘定の留保資金の方で補てんをいたしております。

次ページをお開き願います。固定資産明細書でございます。固定資産といたしましては、土地、建物、構築物、機械備品、車両等ございまして、合計が年度末の残高といたしまして、48億9,111万3,916円でございます。また、無形固定資産の36万8,000円については、医師公舎の敷金の2戸でございます。

続いて、次ページが、企業債明細書でございます。未償還の合計の残高が39億6,603万

7,038円となっております。

次ページをお開き願います。10ページからが収益費用明細書でございます。それぞれの節によって収益費用が書いてありますので、お目を通していただきたいと思っております。

続いて、19ページが平成18年度の老岐市民病院事業の会計損益計算書でございます。営業収益、それぞれ営業費用、そして営業損失、営業外収益等々がございますけど、最後から3行をお目を通していただきたいと思えます。先ほど長田市長の行政報告のところで申しましたけど、市民病院につきましては、本年度の当年度の純損失ということで、3億4,122万7,210円の損失が出ておりますけど、昨年と申しますか、17年度決算につきましては、7億1,200万円程度ありました。これは17年度は公立病院の解体とか、いろいろなことがあって7億円とかありまして、今年は大幅に赤字は減少になっておりますけど、市長の報告に申しますように、大変厳しい状況ということで、昨年度の繰越欠損が9億3,680万2,644円ございましたので、当該年度の未処理欠損金でございます。先ほどの3億4,000万円と9億3,000万円を足しまして、12億7,802万9,854円が18年度の繰り越しの全体の赤字額になるということでございます。

続いて、次ページをお開きを願いたいと思っております。次のページが18年度の貸借対照表でございます。20ページが資産の部をそれぞれ土地建物等々あたりから、固定資産からそれぞれ起債をいたしております。

21ページが負債の部、そして資本の部等でございます。後剰余金の部、欠損金は先ほど損益計算書で説明をいたしました金額が12億7,800万円の金額が出ております。そして剰余金の合計、資本、負債それぞれの合計が46億3,317万1,815円となっております。

続いて、次ページをお開き願いたいと思えます。22ページが市民病院の会計の剰余金のそれぞれの決算書でございます。先ほど申します損益で、合計が当該年度の先ほど申します12億7,800万円が未処理の損益の欠損金ということでございます。（注：訂正あり）

資本剰余金は、それぞれ目を通していただきたいと思っております。

続いて、23ページが市民病院事業の事業報告書でございます。この中で一言で申しますと、18年度の4月からスタートしたときは、ドクターが15名でございましたけど、10月からは1名減って、大変医師確保に苦慮をしているというところで、今14名の常勤の医師で頑張っておりますけど、その常勤の内容といいましても、常時のお医者さんというのは大変少ないということで、そのあたりが常勤的にどうかしていただくというふうなことで、医師確保に大変苦慮しているというようなところを書いておりますし、またそれぞれ現状についても文書で書いておりますので、お目を通していただきたいと思っております。

また、専門外来あたりでもそれぞれの曜日にこういう先生とか、ありますので、お目を通して

(注) 52ページに訂正あり

いただきたいと思っております。

また市民病院の特徴といたしましては、いろいろな大学の医局からそれぞれ先生の方を派遣をされているということで、そういうところに気を回していかなければできないという18年度の内容でございます。

続いて、26ページをお開きを願いたいと思っております。議会の方では、以前提案をいたしまして御存知と思えますけど、18年度は、先ほど経費が削減になっている。具体的に、給与とか、もう一つは、手当で、平成18年の7月の1日より特殊勤務手当、放射線の取り扱い手当とか、病院検査作業手当、麻薬管理手当とか、夜間看護手当、特殊業務手当、医師技術手当あたり等々については、それぞれ手当を廃止をいたしましたよと、もう一点については、同じく7月1日から薬剤師手当、それと医療技術手当につきましてもそれぞれ減額にした改正になりましたという御報告で書かせていただいております。

続いて、28ページから業務内容についてそれぞれわかりやすく各年度について、科ごとか、いろいろな1日平均の患者数当たり等々あたりをお書きいたしておりますので、お目を通していただければと思っております。大体これで各科ごとにと、いろいろなところ、患者数あたりは、過去の経過とかずっとおわかりじゃなかろうかなと思っております。

続いて、45ページをお開きを願いたいと思えます。

46ページがかたばる病院の決算報告書でございます。かたばる病院の決算額が収入といたしまして、病院事業の収益が3億8,167万5,225円ということでございます。予算に比べまして2,900万円程度減になっております。これは医業費会計が減になったのが主なところでございます。

支出といたしましては、第2款の病院事業の費用で、決算では3億7,412万4,105円の支出ということで、努力をいたしまして3,656万7,000円程度不用額が出ているというところでございます。

続いて、50ページをお開き願いたいと思っております。かたばる病院の固定資産の明細でございます。土地、立木等々の合計が年度末合計の残といたしまして、14億3,084万1,885円となっております。

続いて、52ページから収益的費用のそれぞれの明細書でございます。

59ページをお開きを願いたいと思えます。59ページが18年度の壱岐市かたばる病院事業会計損益計算書でございます。それぞれ収入、支出を書いております。ここで営業外収益といたしまして補助金ということで4,182万9,000円がありますけど、これは国から前年度の損の55%原則的に、損が出たときは国から壱岐市の方に補助いたしますよという金額を計上いたしております。それで収支をゼロになりますけど、いろいろな最後の決算の関係上、今年度に

つきましては、一般会計の繰り入れ等々も含めまして、下から3行目でございます。当年度の純利益といたしまして755万1,120円となっております。そして、下のところも当該年度末未処分利益の剰余金といたしましても同金額となっております。（注：訂正あり）

続いて、その次60ページからが貸借対照表でございますので、お目を通していただければと思っております。

続いて、64ページからが18年度のかたばる病院事業の報告書でございます。この中で特に、市民病院と一緒に18年度の診療体制については、内科の常勤の先生が2人要られますけど、1人の先生が18年にお辞めになられるというようなことを言われましたけど、19年度の4月1日の方にはどうにか市長さんを先頭に医師確保ができて、どうにか確保ができた点が一点でございます。

2点目は、医療制度の改革ということで書いておりますけど、療養型の病床数、今48床でございます。かたばる病院は、そこが今度国の政策によりまして、大幅な減ということで、壱岐市内全体に取りましても、48床の今後のゆくえということが、物すごく今、今後どのような施設にしていっていいのだろうかという、懸念事項がありますよということです。

また、ここに書いてありますように、業務の内容といたしましては、48床が満床でございますけど、1日46.8床ということで、ほぼ療養型については利用率が100%になっているけど、なかなかその儲けと申しますか、収益的の方は、先ほど申しますように厳しいところがあるというような書き方にいたしております。文書化をいたしておりますので、あともってお目を通していただければと思っております。

以上でございます。よろしく御審議の方、お願いいたします。

〔病院管理部長（山内 義夫君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 説明が終わりましたので、代表監査委員より決算審査の報告を求めます。永田代表監査委員。

〔代表監査委員（永田 栄君） 登壇〕

○代表監査委員（永田 栄君） 私は今年の6月から代表監査委員をいたしております永田でございます。平成18年度壱岐市公営企業会計決算の審査の結果について報告させていただきます。

決算審査意見書の1ページをお開きください。まず、平成18年度壱岐市水道事業会計決算について御報告いたします。審査は、7月3日、壱岐市役所勝本庁舎会議室において、建設部長ほか関係職員の出席を求め、関係書類により職員から説明を受け、係数の確認及び事務処理の適否などについて審査を実施いたしました。

審査の結果、審査に付された財務諸表は法令並びに会計の原則に従って適正に処理されているものと認めます。

（注）52ページに訂正あり

経営の状況につきましては、水道事業会計決算書及び決算附属書類のとおりであり、純利益は4,386万8,000円で、前年に比べ733万8,000円の増益でありました。有収率は72.68%と前年比0.72ポイント下降しております。また、18年度は、三島地区の統合等により給水人口と配水量が前年に比べて増加いたしております。

3ページをお開きください。審査意見についてでございますが、水道事業は平成17年7月から建設部水道課へ所管がえされ、平成18年度に三島地区の簡易水道が水道事業に統合されるなど、水道事業の一元化に向けた運営がなされておりますが、今後は次の点に留意して一層の経費節減と経営の効率化を図り、健全経営の維持に努めていただきたい。

1、水道使用料の未収金について。

当年度の水道使用料の未収金は1,094件、4,120万1,000円であり、前年度に比べ119件、394万6,000円の増であります。未納者への給水停止予告は前年度より5件多く27件ありますが、給水停止にしたものは前年度より2件少ない1件のみであります。未納者への催促書や給水停止通知等を発送するなど、努力はされていますが、さらに次の点に留意して未収の解消に努力されたい。

1、水道使用料は使用水による対価であることから、未納者の内容を分析し、悪質な滞納者には給水停止はもとより、法的な措置を講じられるよう望むものであります。

2番目、消滅時効が2年であることを考慮し、今後も計画的に訪問、請求、時効中断措置を取り、その交渉記録、管理を徹底されるなど、なお一層の努力をされたい。なお、今後は事務効率向上のために、徴収経過等の記録を電算処理できないか研究されたい。

4ページ、2、規定の整備について。

水道事業の備品は耐用年数が1年以上であり、取得価格が5万円以上のものとされているが、病院事業会計では、耐用年数が1年以上で取得価格が10万円以上とされている。また、壱岐市物品管理規則では、購入価格が1万円以上で、耐用年数が3年以上のものとされている。壱岐市の全会計を見るとき、備品の処分や管理がえをする場合等において現状のままでよいのか懸念される。

以上は、前年度に指摘をした事項であります。特に、同じ公営企業会計の水道事業と病院事業において、備品の取得価格が2倍の違いがあるが、これが適正であるのか検討を願いたい。

3、経営基盤について。

水道事業収益は前年度より314万9,000円の増で、当期純利益は4,386万8,000円となっている。有収率は72.68%で、前年度より0.72ポイント下がっているが、一昨年より8.39ポイント上昇している。これからも配水管の老朽化度合いを考慮して、年次的に整備をすることにより、有収率の向上を図るとともに、経営の健全化、効率化を進め、経営基盤の強

化に努められることを望むものであります。

8ページをお開きください。次に、平成18年度壱岐市病院事業会計決算審査の結果について御報告いたします。

審査は、7月5日と6日の2日間壱岐市民病院を、7月10日に壱岐市かたばる病院のそれぞれの会議室において院長ほか関係職員の出席を求め、関係書類により職員から説明を受け、係数の確認及び事務処理の適否などについて審査を実施いたしました。審査の結果、審査に付された壱岐市民病院及び壱岐市かたばる病院の財務諸表は、ともに法令等に従って適正に処理されているものと認めます。

まず、壱岐市民病院事業の経営状況については、壱岐市民病院事業会計決算書及び決算附属書類のとおり、当年度3億4,122万7,000円の純損失が生じました。

11ページをごらん下さい。壱岐市かたばる病院事業の経営状況につきましては、755万1,000円の当年度純利益が生じております。なお、市民病院とかたばる病院の経営状況の詳細につきましては、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

12ページをお願いいたします。病院事業会計決算に対する審査意見といたしまして、全国1,000余りの自治体病院の中で、特に僻地、離島の病院は経営の悪化と「新医師臨床研修制度」の影響で医師不足、確保難に直面し、かつてないほど厳しい運営を迫られております。平成18年度壱岐市民病院事業は、当年度純損失3億4,122万7,000円と前年度繰越欠損金9億3,680万3,000円を加えると、当年度末未処理欠損金は12億7,803万円となっております。

事業収益は前年度に比べ2億6,747万2,000円の減収で、事業費用は前年度に比べ6億3,924万2,000円減少しておりますが、これは当年度から薬の院外処方が開始されたことが主な要因であります。

しかしながら当年度の赤字対策の取り組みとして、内部による市民病院経営改善委員会を設置し、平成18年11月からは病院事業運営審議会を立ち上げ、さらに平成19年1月からは経営アドバイザーを招聘するなど、病院のあらゆる問題点の見直しが始まったことで、前年度に比べ医業収支においては、9,944万8,000円、減価償却前医業収支でも9,656万3,000円損失改善がされております。したがって、これからも医師の確保、空き病床の有効活用、人件費等の営業費用の見直しをより積極的に行うことが必要であります。

また、病院を選ぶのは市民、患者であることを肝に銘じ、その声に耳を傾け、医師、看護スタッフを初め、嘱託職員に至る全職員が一丸となって経営改善に取り組まれることを期待するものであります。

かたばる病院事業においては、壱岐市と国からの補助金により経営を維持しているが、平成

21年度から国の補助金がなくなることから経営が厳しくなることが予想される。今後は収益向上と合理化に取り組むなど、健全な財政運営に当たることが必要であります。なお、病院事業において、次の点に留意をされたい。

13ページ。1、業務委託契約について。

壱岐市民病院の当年度業務委託契約（単価契約は除きます）は、31件、9,928万2,000円締結されているが、1件を除く30件で9,781万2,000円が1社による随意契約であります。規定では、一定の金額以上の契約を締結する場合は、2人以上の者から見積書を徴さなければならないと定められているが、当年度ではそのほとんどが実施されておらず、随意契約の理由も明確にされておりません。このことは、随意契約の限度額と見積書について定めた財務規則に反するものであります。これからは従来の慣例にかかわることなく、適正な契約事務をとられるように、強く指摘するものであります。

2番目に、未収金について。

壱岐市民病院における個人未収金の残高は5,224万7,000円で、前年度より238万8,000円減少している。当年度から個人別のファイルによる管理が始められているが、これは未納者ごとに未収金徴収の実績等の記録をするものであり、今後の未納解消に役立つものと考えられる。ファイル作成に積極的に取り組まれたことを高く評価いたします。

今後はこのファイルをもとに定期的な訪問の継続と面会のできていない4割の滞納者に早急に面会をして、時効の中断等を詳細に記録し、適切な徴収事務をとられるように期待するものであります。

また、入院患者の費用等の支払いが滞った場合は、連帯保証人により債務を履行することとされているが、連帯保証人への通知がされておりません。今後は連帯保証人との連絡を密にして積極的な徴収行動を起こしてもらいたい。

一方、かたばる病院においては、個人未収金はないが、病院独自の未収対策マニュアルを作成し、未収の予防等について職員に周知されていることは評価できるものであります。

次に、3番目、不納欠損処分について。

壱岐市民病院は、当年度158件、503万円の不納欠損処分を行っているが、この不納欠損処分の理由の7割が転居先不明と本人死亡である。転居先不明は住所地に催促書等を送付したが、返送のためとされており、他の方法による実態調査はされていない。本人死亡の場合も、相続の関係までは調査されていない。

不納欠損をする場合は、事前に詳細な調査を行った後に処分されるように留意願いたい。また、3年の消滅時効を待たずに、不納欠損処分をしているものが見受けられるが、原則として時効完成までは諸調査を行い、徴収に努力されるように注意されたい。

不納欠損処分調書の中に、二重調停のため、の理由で処分されているものがあるが、不納欠損処分は、法令上、徴収し得なくなり、あるいは徴収権を放棄することによる整理であって、二重調停分は不納欠損処分ではなく、過年度損益修正損として処理すべきものであり、今後注意されたい。

4、組織について。

壱岐市行政組織規則における病院管理部の所掌事務は地域医療計画に関することと、緊急医療体制、地域の医療体制の調整に関することなど、12項目とされております。

一方、壱岐市病院事業においては、壱岐市民病院及びかたばる病院庶務規定により、分掌事務が15項目定められております。

病院事業の実態と病院管理部は地方公営企業会計への決裁権限がないことから、病院の事業の内容を把握することに時間を要しております。これは組織がそれぞれ独立したものであるために、やむを得ないことではありますが、病院の経営状態が厳しいときだけに、双方が一体的に取り組まなければならない時期ではないかと考えられます。そこで、この障害を取り除くために、組織の諸規定の見直し等を行い、一刻も早く経営改善につなげていくことを検討お願いしたいと思います。

以上、公営企業の経営環境が厳しい中ではありますが、なお一層の努力によりまして、公営企業が健全に発展すること期待いたしまして、決算審査の報告を終わらさせていただきます。

〔代表監査委員（永田 栄君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で、報告を終わります。

日程第28、請願第1号

○議長（深見 忠生君） 1時間になりますけれども、あとわずかですので、引き続き会議を続けたいと思います。

次に、日程第28、請願第1号悪質商法を助長するクレジットの被害防止に関する請願についてを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。25番、小園 寛昭議員。

〔紹介議員（小園 寛昭君） 登壇〕

○紹介議員（25番 小園 寛昭君） 請願第1号につきまして紹介議員として説明をいたします。

請願者は、長崎県司法書士会並びに日本司法書士政治連盟長崎会、連盟の請願でございます。

紹介議員は、25番、私小園寛昭並びに3番、小金丸益明議員でございます。

悪質商法を助長するクレジットの被害防止に関する請願、第1、請願の趣旨、貴議会が国会及び経済産業省に対し、クレジット契約を利用した悪質商法被害、過剰与信被害を防止するため、

割賦販売法を以下のとおり抜本的に改正するよう求める意見書を提出することを採択していただきたいという請願でございます。

4点ございます。第1は、過剰与信規制の具体化でございます。クレジット会社が顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。この件につきましては、現行割賦販売法では、個別審査について十分調査をするよう努力するというこういった努力しなければならないとする訓示規定がございますけれども、法令上、個別調査について義務規定がございません。したがって、この個別調査について義務づけするように法改正をしていただきたいという内容でございます。

2番は、不適正与信防止義務と既払い金返還責任、クレジット会社には悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が、無効、取り消し、解除であるときは、既払い金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。この件につきましては、商品の販売と代金の回収がクレジット会社がクレジットを組むことによって分離されるということから、契約が、無効、あるいは取り消し、解除になった場合には、クレジット会社の既払い金の返還義務等は現在の法令ではございません。これを民事共同責任として割賦販売法に規定をしてもらいたいというのが2項でございます。

3番は、割賦払い要件と政令指定商品制の廃止ということでございますが、1、2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすることということでございますが、現行、割賦販売法では2カ月以上の契約期間があり、分割が3回以上のものでなければこの法の適用はございません。そこで、1、2回払いにつきましても、この割賦販売法の適用をするように要件の整備をしていただきたいというのが3点でございます。

第4点は、登録制の導入ということでございますが、個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリングオフ制度を規定することということでございますが、クレジット事業者について登録制が義務づけられていないということがございまして、なかなか規制がしにくいということから、この登録制を設けてもらいたいと、そして割賦販売法で消費者のために行うクーリングオフ制度等の利用ができるようにしてもらいたいというのが4番でございます。

以上、4点でございますが、以下請願の理由、あるいは割賦販売法の改正の方向、あるいは現在の主な課題ということで記述されておりますけれども、内容は省略をさせていただきます。

なお、平成20年春の通常国会においてこの改正案が提出されるという見込みでございますので、それにあわせて本議会でもこの改正の内容について請願をしていくと、意見書を提出するというところでございます。

以上で、説明を終わります。

〔紹介議員（小園 寛昭君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で、請願についての説明を終わります。

日程第29、要請第1号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第29、要請第1号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択のお願いについてを議題とします。

本要請は、お手元に写しを配付いたしておりますので、説明にかえさせていただきます。

○議長（深見 忠生君） 以上で、本日の日程は終了しました。

これで散会をいたします。大変皆様お疲れでした。

午後2時07分散会